

白山市松任総合運動公園グラウンド利用に関する基準

1 利用制限競技・種目

下記の事項に該当する競技・種目は利用できない。

- (1) 人工芝に過剰な負荷をかける競技・種目（綱引きなど）
 - (2) その他、人工芝の維持管理に不適當な競技・種目（投てき競技、ゴルフなど）
- なお、判断を要する競技・種目の利用の可否については、その都度決定するものとする。

2 利用者等の順守事項

個人、チーム及び大会等運営団体は、下記の事項を順守しなければならない。

- (1) 許可された者以外の入場を禁止する。
- (2) 鋭利な靴底のシューズ、ハイヒールやゲタなどを履いて入場してはならない。
- (3) シューズ（底面）の土・泥を落として入場しなければならない。
- (4) バイク・自転車等の乗入れは厳禁とする。
- (5) 場内は禁煙とし、火気の持ち込みも厳禁とする。
- (6) 飲水以外の飲食は禁止とし、ガム等の吐き捨ては厳禁とする。

3 施設使用上の順守事項

チーム及び大会等運営団体は、会場を使用する際には、下記の事項を順守しなければならない。

- (1) グラウンドに杭やピン等を打ち込んではいけない。
- (2) 管理者の承諾なしにラインを引いたり消したりしてはいけない。管理者の承諾を得てラインを引く場合は、管理者が指定する専用の材料を使用し、終了後、管理者の指示がある場合は、専用材料を用いてラインを消さなければならない。石灰の使用等、上記以外でのライン引きは厳禁とする。
- (3) 人工芝に大きな負荷をかけるテント等を設置してはならない。
- (4) 砂等の異物を持ち込んではいけない。ラグビー競技では、キックティーを使用すること。（盛土禁止）
- (5) グラウンドを定期的な練習に使用するときは、全体を均等に使用するよう心がけなければならない。
- (6) 積雪がある場合でも、除雪を行なってはならない。
- (7) 人工芝面が凍っている場合は、溶けるまで使用してはならない。
- (8) 使用終了後は、施設管理者の確認を受けなければならない。

4 その他

上記の事項を守らない個人、チーム及び大会等運営団体に対しては、以後の利用を禁止することがある。